

仕様書

件名：デスクトップ型事務用端末の購入

購入品名：デスクトップ型パソコン

- (1) 台数：13 台
(設置場所、台数) 秋葉原本社 6 台、城南支社 3 台、神田和泉町ビル 2 台、丸の内 2 台
(スペックの内訳) ハイスペック 4 台、通常スペック 9 台
- (2) 外形寸法：特に指定はないが、一般的なオフィス机に設置できるサイズであること
- (3) 液晶：21 インチ以上 (解像度はフル HD サイズ以上)
- (4) CPU：第 7 世代 CPU
(ハイスペック：Core i7-7700 相当以上、通常スペック：Core i3-7100 相当以上)
- (5) メモリ：ハイスペック 8GB 以上、通常スペック 4GB 以上
- (6) 外部記憶装置：320GB 以上 (SSD なら 120GB 以上)
- (7) 光学ドライブ：DVD スーパーマルチドライブ
- (8) 外部接続端子：USB 2.0 以上対応 (4 端子以上)
- (9) LAN：有線 LAN ポート (無線 LAN 機能は不要)
- (10) OS：Windows® 10 Professional 64 ビット (日本語版)
- (11) 付属ソフト：Microsoft® Office Standard 2016
※ 上記のマイクロソフト製品のライセンス調達にあたっては、公社 (東京都の関係機関として登録) として Microsoft Government Open License の契約を次のとおり行っている。
アプリケーション製品群 認証番号：99868033ZZG200 価格レベル：D
- (12) Web ブラウザ：Internet Explorer / Google Chrome 納入時点での最新バージョン
- (13) マウス：有線 (光学式、ホイール付)
- (14) キーボード：日本語標準配列、テンキー付
- (15) リカバリーディスク：必須
- (16) 備考：ハイスペック 4 台は、Adobe イラストレーター、フォトショップ、ドリームウィーバー (各 CS6 相当) の複数同時利用が可能なスペックを選定すること

納入期限：平成 30 年 9 月 28 日 (金)

担当部署：

- ・購入や設置に関すること：企画管理部企画課 金子
- ・契約に関すること：企画管理部総務課 角田

その他注意点

- 1 OS, Office 他、付属ソフトについてはインストールされた状態で納品すること (Office はフルインストール)。また、Adobe Reader、Flash Player を納入時点での最新バージョンでインストールすること。
- 2 初期セットアップを行うこと (下記参照)。
※一部ソフトのインストールは公社内部ネットワークに接続する必要がある。
- 3 初期セットアップの完了した PC を、公社指定の拠点に配送すること。
- 4 拠点への配送後、公社指定の席に PC を設置、配線すること。

《初期セットアップ》 ※セットアップ作業時に、公社からセットアップマニュアルを配布

- ・ コンピューター名の入力
- ・ IP アドレス等のネットワーク情報の入力
- ・ ドメインへの参加
- ・ インターネット接続確認
- ・ Administrator の有効化
- ・ OS、Office の最新パッチの適用
- ・ ウイルスバスター、資産管理ソフト（QND）を社内サーバからダウンロード、インストール
- ・ プリンタドライバを開発元HPからダウンロード、インストール
- ・ ドメインのユーザーでログオン
- ・ ショートカット作成（ファイルサーバー、基幹システム）、プリンタの印字テスト、インターネットオプションの設定、Google Chrome にお気に入り追加
- ・ その他

5 契約情報の公開

委託者は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができる。

6 その他

- (1) 暴力団等排除に関する特約事項については別紙のとおり。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき及び仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議の上、処理することとする。

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。